

銚子市公式 SNS 運用方針

1 目的

銚子市は、SNS の活用により情報発信力の強化を図るとともに、災害発生時などの緊急情報についても併せて発信してまいります。

本指針は、SNS による情報発信を効果的かつ効率的に推進していくための基本的な運用について定めるものです。

2 公式アカウント情報及び運用管理課

銚子市の公式アカウント及び情報を発信管理する課等(以下「運用管理課等」という。)は次表のとおりとします。

アカウント名	運用管理課等
銚子市 Instagram	秘書広報課、観光商工課、社会教育課
銚子市 Facebook	秘書広報課、総務課、健康づくり課、観光商工課、社会教育課
銚子市ふるさと納税 Facebook	観光商工課
銚子市移住定住推進担当 Facebook	企画課
銚子市 LINE	全課室等
銚子市 YouTube	秘書広報課、観光商工課
銚子市議会 YouTube	議会事務局

3 市が発信する情報

上記のアカウント(以下「公式 SNS」という。)では、主に次の各号に掲げる情報を発信します。

- (1) 銚子市の事業やサービスに関する情報
- (2) イベントや講座に関する情報
- (3) 銚子市の魅力に関する情報
- (4) 地震や気象に関する情報
- (5) 災害や重大事件などの緊急情報
- (6) その他、市民に周知が必要な情報(国や他の地方公共団体が発信する情報を含む。)

4 運用

- (1) 発信側の意図が明確に伝わるよう、文章の書き方や使用する画像等を工夫し、親しみやすい表現で発信することとします。
- (2) 投稿者は、各運用管理課等に属する職員及びその他市長が許可した職員とします。
- (3) 公式 SNS に投稿されたコメントに対しての返信は原則として行わないこととします。

5 禁止事項

次の各号に該当する場合、予告なく削除その他必要な措置を取ることがあります。

- (1) 法令等に違反する内容又は違反するおそれがある内容
- (2) 公序良俗に反する内容
- (3) 銚子市又は第三者を誹謗中傷又は権利を侵害する内容
- (4) 政治、選挙、宗教活動又はこれらに類するものを目的とする内容
- (5) 銚子市又は第三者の著作権、商標権、肖像権などを侵害するおそれのあるもの
- (6) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を主な目的とする内容
- (7) 人種・思想・信条等の差別を助長させるもの
- (8) 虚偽や事実と異なる内容、単なるうわさやうわさを助長させるもの
- (9) わいせつな表現などを含む内容
- (10) 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
- (11) 他のユーザー、第三者等になりすますもの
- (12) 有害なプログラム等
- (13) 銚子市の発信する内容に関係ないもの
- (14) 銚子市の発信する内容の一部又は全部を改変するもの
- (15) その他、銚子市が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むリンク等

6 著作権について

公式 SNS に掲載している情報（テキスト、写真、イラスト等）について、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合、公式 SNS 上での「シェア」機能等の使用による転載などを除き、無断で複製・転用することはできません。

7 免責事項

- (1) 銚子市は、公式 SNS 掲載情報の正確性、完全性、有用性等を完全に保証するものではありません。
- (2) 銚子市は、利用者により投稿されたコメント等に対して一切の責任を負いません。
- (3) 銚子市は、利用者間もしくは利用者と第三者間のトラブルにより、利用者又は第三者に生じたいかなる損害についても一切の責任を負いません。
- (4) 銚子市は、予告なく運用方針の変更や運用方法の見直し、又は運用を中止する場合があります。

8 その他必要事項

この方針のほか公式 SNS の運用に関して必要な事項がある場合は、運用管理課等で作成し所属内で共有するものとします。

9 適用

この運用方針は、令和 3 年 5 月 1 日から適用します。

この運用方針は、令和 3 年 8 月 1 日から適用します。

この運用方針は、令和 5 年 6 月 20 日から適用します。